

令和6年度 地方公共団体における男女の給与の差異の情報公表

特定事業主名：豊橋市役所

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	医療職（一） 給料表適用者以外
任期の定めのない常勤職員	85.3%	91.0%
任期の定めのない常勤職員以外	82.3%	87.5%
全ての職員	70.6%	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	医療職（一） 給料表適用者以外
本庁部局長・次長相当職	88.2%	97.4%
本庁課長相当職	96.5%	96.5%
本庁課長補佐相当職	97.8%	97.8%
本庁係長相当職	96.3%	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	医療職（一） 給料表適用者以外
36年以上	101.0%	98.8%
31～35年	93.5%	91.1%
26～30年	88.2%	93.7%
21～25年	94.1%	96.0%
16～20年	90.1%	93.2%
11～15年	85.4%	89.9%
6～10年	89.0%	96.6%
1～5年	77.9%	103.7%

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外」の職員のうち、短時間勤務職員の給与額について、常勤職員の勤務時間数で割り戻した人数で金額を計算しなおしています。
- ・勤続年数について、国の機関からの出向者等は国家公務員等における勤続年数を通算しています。
- ・医療職（一）給料表適用者は各公表区分の数値に与える影響が大きいため、全ての区分で「医療職（一）給料表適用者以外」の欄を設けています。